

## 第 607 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 4 月 6 日（木）午後 1 時 29 分から午後 2 時 15 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	-	-	7	大後 護	8	渡邊 和巳
-	-	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（1 人）

6	平野 弁一	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 607 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 29 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 607 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、6 番 平野弁一委員が欠席ですので、在籍委員 13 名中 12 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長となりますが、本日急用で欠席ですので、会長職務代理者の大後委員にお願いいたします。</p>
大後職務代理	<p>皆さんこんにちは。不慣れな進行ですが、ご協力をお願いします。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 607 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。3 番 鈴木昇委員、4 番 山崎委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p><b>【議案第 1 号】</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、4 番 山崎委員、お願いします。</p>

山崎委員	<p>議案第1号1番について、申請地を4月5日に確認しましたので説明いたします。所在については別添資料をご覧ください。天羽小学校より北東方向1km付近に位置する農地で、自宅付近に所在する農地があります。</p> <p>義務者、権利者は、親子関係で酪農を営んでいる者であります。この度、経営移譲年金を受給するための手続きとして、後継者である権利者に使用収益権の設定をするための申請であります。営農計画は、飼料作物の栽培を行う予定であります。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの山崎委員の説明に補足をさせていただきます。経営移譲年金を受けるためには、65歳に達する日の前日までに後継者へ農業経営に供している農地全てを期間10年以上の使用収益権の設定を行い農業経営から引退しなければならないこととなっております。申請地は農振農用地区域内農地を含む、7筆、4,384㎡であります。権利者は以前より、父親である義務者と共に農業経営に携わっていることから、農機具の所有、労働力、技術力等、問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番から4番ですが、こちらの案件は義務者が同じですので、一括で審議し、個別に採決としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。（異議なしの声）それでは、異議なしとい</p>

<p>稲村委員</p>	<p>うことですので、一括審議、個別採決といたします。では、議案1号2番から4番の担当委員の現地調査及び説明を、1番 稲村委員、お願いします。</p> <p>議案第1号2番3番4番について、関連がございますので一括して説明いたします。申請地は4月4日に確認しました。所在につきましては別添資料をご覧ください。2番の申請地は、飯野小学校より南西の方向へ250m、及び1kmに位置する農地で、3番の申請地は、同じく飯野小学校より東の方向250m、並びに南西方向400mに位置する農地、4番の申請地は、富津市役所より北西方向600mに位置する農地であり、2147番2及び3の登記地目は田であります但し現況は畑となっております。</p> <p>義務者は、負債整理のため売却するものであり、権利者は規模拡大を目的とした所有権移転の申請であります。営農計画は、2番3番は水稻を4番は葱の栽培を予定しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。2番.3番.4番の何れも義務者の負債整理のため破産管財人による売買による所有権移転の申請であります。権利者は、専業農家で規模拡大を目的とした取得であります。</p> <p>2番の申請地は、農振農用地区域内農地、3筆3,935㎡、権利者の耕作面積は2,360㎡、農作業歴15年、従農数2名</p> <p>3番の申請地は、農振農用地区域内農地、3筆2,515㎡、権利者の耕作面積は235,305㎡、農作業歴20年、従農数3名</p> <p>4番の申請地は、農振農用地区域外農地、3筆953㎡、権利者の耕作面積は61,560㎡、農作業歴58年、従農数3名であります。</p> <p>権利者3名の機械所有状況、労働力、技術力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号4番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号5番について、この案件は申請地が岩瀬と恩田で2地区に分かれていますので、2名の担当委員に現地調査及び説明をしていただきます。まず、岩瀬部分は平野委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>議案第1号5番のうち岩瀬の申請地について、平野委員が欠席ですので事務局より説明いたします。所在につきましては別添資料のNo1をご覧ください。君津商業高等学校より東の方向300m付近に位置する農地であります。なお、担当委員より4月4日申請地を確認したところ、畑として利用されており問題は無いとの報告を受けております。</p> <p>義務者は、本申請地を相続により取得しましたが、今後耕作を続けて行くのが難しいことから、実家で農業を行っている妹へ贈与による所有権移転の申請であります。営農計画は、トマトなど露地野菜の栽培を計画しております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、恩田部分を、13番 小柴委員、お願いします。</p>

小柴委員	<p>議案第1号5番のうち恩田申請地について、4月4日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料のNo,2をご覧ください。環小学校より北の方向600m付近に位置する農地であります。申請理由は、岩瀬の申請地と同じでございます。営農計画は、水稲の栽培を計画しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足をさせていただきます。恩田の営農計画ですが、遠方であるため以前より近くに住む親戚の協力を得ながら耕作を行ってきたことから、許可後においても引続き協力を得て水稲の栽培を行う計画であります。申請地は農振農用地区域内農地3筆4,506㎡、権利者の耕作面積880㎡、農作業歴20年、従農数2名であり技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号5番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号6番について、担当委員の現地調査及び説明を、3番 鈴木昇委員、お願いします。</p>
鈴木昇委員	<p>議案第1号6番について、申請地を4月5日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より北西方向200m、及び南東方向400m並びに南方向300m付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は離農のため相続で得た農地を、規模拡大を図ろうとしていた権利者へ売却するための申請であります。営農計画は水稲の栽培を</p>

	<p>予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、県外居住のため耕作を行うことが不可能なことから、近くの農家に耕作をお願いしておりました。今回、申請地近くに住む規模拡大を考えていた権利者と合意が得られたことから、売買による所有権移転の申請に及んだものであります。申請地は農振農用地区域内及び区域外農地9筆3,543㎡、権利者の耕作面積は5,551㎡、農作業歴5年、従農数1名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号6番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号7番について、こちらは澤邊委員に関する案件となっておりますので、澤邊委員には一時退席をお願いします。</p> <p><b>【澤邊委員 一時退席】</b></p>
議長	<p>それでは、こちらの担当の平野委員は欠席ですので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>議案第1号7番の申請地について、担当委員に代わり平野委員が説明する予定でしたが、欠席ですので事務局より説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。JR佐貫町駅より南西方向700m付近に位置する農地であります。なお、担当委員より4月4日</p>

議長	<p>申請地を確認したところ、田として利用されており問題は無いとの報告を受けております。</p> <p>義務者は先般、自作地に隣接し自宅にも近い水田を購入したことから、自宅から離れている申請地の売却を申し出たところ、権利者は、自作地と隣接していることから一体的に利用が可能であると考え、売買による所有権移転の申請に及んだものであります。営農計画は、水稻の栽培を予定しております。申請地は農振農用地区域農地で、面積 694 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は 178,926 m<sup>2</sup>、農作業歴 41 年、従農数 3 名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 7 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 7 番は承認されました。</p> <p style="text-align: center;"><b>【澤邊委員 入室着席】</b></p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 8 番について、担当委員の現地調査及び説明を、10 番 森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第 1 号 8 番について、申請地を 4 月 1 日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。旧下洲漁協より東の方向 450m 付近に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、ハーブ系の作物栽培のため耕作地を探していたところ、栽培に適していた申請地を知人から紹介され、借り受けることで了解が得られたことから、賃借権設定の申請を行うものであります。営農計画は、ハイビスカスロゼール、レモングラス等の栽培を予定しております。以上です。</p>

議長	担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。
事務局（山口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、横浜市で生花店を経営後、家業を子供へ譲り5年前に富津市へ転入された者であります。以前より、ハーブ系作物の栽培が適している温暖な耕作地を探していたところ、知人より紹介された申請地が適地と考え義務者より借受けることで合意が得られたことから、新規就農による賃借権設定で、期間は10年間であります。営農計画によると、ハイビスカスロゼール、レモングラス、ジャーマンカモミールを3月から11頃にかけて栽培する計画となっております。生産物の処理方法は、郵便局の通販、東京大田市場、マザー牧場等でのお土産品、インターネット販売等を計画しております。農機具の保管、収穫物の調整、貯蔵等は自宅で行い、トラクター等の大型農機具は義務者から借受ける計画であります。技術力に関しては、日本園芸協会等で1年間の技術研修を受講済で、他家族2名と共に従事する計画となっております。申請地は農振農用地区域外農地、2筆1,203㎡であります。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号8番は承認されました。</p>
議長	次に、議案第1号9番について、担当委員の現地調査及び説明を、4番 山崎委員、お願いします。
山崎委員	議案第1号9番について、申請地を4月3日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。天羽小学校より北の方向500m付近に位置する農地で、現在は休耕地の状況

	<p>であります。</p> <p>義務者は、離農のため売却するものであり、住家に隣接している農地を探していた権利者の条件が一致したところから、新規就農のための、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、果樹で栗の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの山崎委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、横浜市で建設業を営んでおる者であります。以前より住家に隣接している農地を探していたところ、日照条件も良く通作にも便利であるなど立地条件が良いことから、購入のための申請であります。なお、現在申請地は農地法 3 条許可条件付所有権移転仮登記となっております。将来は、購入した住家へ移住も考え、それまでの間は、通作あるいは必要に応じ住家に滞在し農作業を行う計画となっております。申請地は農振農用地区域内農地を含む 3 筆 3,622 m<sup>2</sup>、従農予定数 1 名です。トラクター、耕運機等の農機具関係は購入済であります。知識・技術力に関しては、果樹栽培を行っている会社の取引先や近所の農家、県農業事務所の技術指導等を受けながら知識・技術の習得、向上を目指していく計画であります。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 9 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第 1 号 9 番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第 2 号】</b></p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>

	<p>議案第2号1番と2番について、こちらの案件は義務者と権利者が同じですので、一括で審議し、個別に採択としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。（異議なしの声）</p> <p>それでは、異議なしということですので、一括審議、個別採択いたします。では、議案2号1番2番の担当委員の現地調査及び説明を、10番 森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号1番および2番について、申請地を4月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津公民館より東の方向約450mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、再生可能エネルギーを事業の主軸とした「脱炭素社会」の実現を目指す法人であり、申請地は太陽光発電設備を設置するにあたって日照条件の良い適地なことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り、個別の採決に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>まず、議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第2号1番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第2号2番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号3番について、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。</p>
<p>澤邊委員</p>	<p>議案第2号3番について、申請地を4月5日午後に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。佐貫中学校より東の方向約700mに位置する農地であります。</p> <p>モバイル無線基地局設置に伴う工事用地として、鉄板を敷き、資材置場、工事車両での作業と駐車をするため、一時転用の申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は鉄板敷きを行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。工事用資材置場、駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございます</p>

	<p>か。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、2番澤邊委員、お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第3号1番の申請地を4月6日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。浅間山運動公園より西の方向約1kmに位置する農地であります。権利者は笹毛において砂利採取事業を行っております。</p> <p>当該地は平成18年2月1日付けで砂利採取事業に伴う砂利採取用地として一時転用の許可を受け、現在に至っております。採取事業の継続に伴い、引き続き利用するため期間を延長するものであります。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。申請地につきましては、砂利採取事業に伴う砂利採取用地として一時転用許可された土地でしたが、採取事業の計画が予定より遅れていることによる計画変更承認申請であります。内容等の変更は期間のみであるため問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち</p>

<p>議長</p>	<p>切り、採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって、議案第3号1番は承認されました。</p> <p><b>【議案第4号】</b></p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため市長より提出されたものであり、令和5年第3次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号5-3-1利用権の設定等を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] 田 2,562 m<sup>2</sup>、転貸を受ける者 [REDACTED]、利用権の種類 賃借、利用内容 田、期間10年の新規契約であります。以下、整理番号5-3-6まで、合計で貸し手2名、借り手2名 筆数6筆 面積5,388 m<sup>2</sup>であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりとなっております。7ページ8ページが、利用権の設定を受ける者2名の農業経営の状況でございます。なお前回まで、農用地利用集積計画各筆明細書写しを議案添付資料として提出しておりましたが、今回より利用権の設定を受ける者の農業経営の状況のみ資料として提出いたしますので、その点ご了解願います。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙</p>

議長	<p>手全員) 挙手全員であります。よって議案第4号は承認されました。</p> <p>【専決処分報告について】</p> <p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番2番と5番は専用住宅として所有権移転するもので、面積は1番が計197㎡、2番が185㎡、5番が計317㎡です。3番は駐車場として所有権移転するもので、面積は378㎡、4番は敷地拡張で所有権移転するもので、面積は449㎡です。これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>(活動記録簿/手帳の配布、記入方法説明について)</p> <p>(運営委員会で行う新規就農者に関する面接実施対象者について)</p>
大後職務代理	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、5月2日火曜日、場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。</p> <p>閉会 午後2時15分</p>